

議会運営委員会

令和3年9月17日（金）

午前8時57分開会

○仲委員長 おはようございます。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

本日、濱中委員は所用のため欠席でございます。

本日の会議は、追加議案についてであります。

まず初めに、市長から御挨拶があります。

○加藤市長 おはようございます。

本日は、本会議開催前に追加議案のための議会運営委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に追加いたします議案は、報告第7号、専決処分事項について（損害賠償の額の決定）の報告1件であります。

提出議案の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○仲委員長 どうもありがとうございました。

それでは、事項書に沿って審議を進めてまいります。

一つ目の追加議案について担当の総務課から説明をお願いします。

○竹平総務課長 それでは、令和3年第3回尾鷲市議会定例会の追加議案について御説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

報告第7号、専決処分事項について（損害賠償の額の決定）についてにつきましては、3ページに概要を記載しておりますが、令和3年8月9日午前2時頃、市内小川東町地内に設置している広報板が風で剥がれて飛散し、自宅駐車場に駐車していた相手方車両のフロント部分に損傷を与えたものでございます。

このことについて、令和3年9月8日に示談が成立し、損害賠償の額が決定したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

損害賠償の相手方は市内個人、損害賠償額は相手方車両修理代として7万4,261円です。

追加議案報告の説明は以上でございます。

○仲委員長　ありがとうございます。

ただいま追加議案の専決処分について説明がありましたが、このことについて何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　ないということで処理をいたします。

それでは、取扱いについて事務局から。

○高芝議会事務局長　それでは、ただいま説明がございました追加議案の取扱いについて説明させていただきます。

追加議案の取扱いにつきましては、本定例会最終日である10月4日に上程のほうをしていただき、報告の後、質疑を行っていただくという取扱いでお願いしたいと思います。

なお、追加議案に対する質疑につきましては、10月1日金曜日の午前11時締切りとさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○仲委員長　以上で事項書に基づく審議は全て終わりました。

何かございますか。ないですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　それでは、議会運営委員会を閉じます。どうも御苦労さまでした。

（午前　9時01分　閉会）